

令和5年4月10日 更新

## 岐阜県部材・製品試作開発事業費補助金 Q&A

### 【事業実施内容】

Q.「材料の代替」の定義は。

A.現在の製品に使用しているプラスチック材料を木材に変更するなどの材質を変更するもの、プラスチック材料を機能性プラスチック材料に高機能化するもの、海外調達していたものを国内調達に変更するものなど、現在、製品に使用している材料を別の材料に変更することを示します。本補助金は、材料の代替による試作に係る経費を支援するものです。

Q.「製造プロセスの高効率化」の定義は。

A.製品を製造する工程の一部を変更等により、製造工程を効率化し、新たな製品を試作することを示します。製造工程を変更するために必要な消耗品費が本補助金の対象となります。

Q.試作品を評価することは必要ですか。

A.必要です。

Q.自社内の検査装置での評価は対象となりますか。

A.対象となります。自社内での検査を実施する場合には、試験・検査に必要な消耗品や機材費用などは対象となります。

### 【補助対象者】

Q.製品を販売する卸売業や小売業が代替材料による製品を開発する場合は対象となりますか。

A.なりません。製造業に対する支援であるため、卸売業、小売業などは対象なりません。

Q.材料を変更することにより、飲食店が提供するメニューを開発する場合は対象となりますか。

A.なりません。製造業に対する支援であるため、飲食サービス業、宿泊業などは対象なりません。

Q.製造業以外にも別業種の事業を持つ場合は、どのように取り扱われますか。

A.別業種に属する複数の事業を持つ場合、「主たる事業」に該当する業種が製造業であれば本事業の対象となります。

Q.みなし大企業は対象となりますか。

A.対象となります。

Q.個人事業主は対象となりますか。

A.対象となります。

#### 【対象経費】

Q.試作に必要な装置を購入する費用は対象となりますか。

A.対象となりません。ただし、試作に必要な機械装置等に必要となる消耗品等の経費は対象となります。

Q.燃料費（電気代、ガス代、重油代など）は対象となりますか。

A.対象となりません。

Q.海外産の材料を国内産の材料に調達先を変更して試作する場合でも対象となりますか。

A.対象となります。その場合、海外産から国内産に変更したことにより、性能が変わらないかどうかを評価することとなります。

Q.会社にある既に購入した材料を使って試作品を作る場合に、材料費に相当する費用を補助金から支出して良いか。

A.できません。原則として交付決定以後に購入した材料の費用が対象となります。

Q.まとめて購入した原材料等の経費のうち、試作に要する費用相当を按分して算出し、対象経費として良いか。

A.できません。試作に要する費用は、用途やその証拠書類がその他経費等と明確に区分されていなければ、対象経費として認められません。

Q.機械装置等の設計及び開発に係る外注費は対象となりますか。

A.対象となりません。

Q.依頼試験費用は全額補助対象経費としてよいか。

A.依頼試験は課税取引となります。

補助対象経費は消費税分を除いた額となりますのでご注意ください。

Q.補助事業者が岐阜県の公設試で依頼試験の 1/2 減免を受けている場合、部材・製品試作開発事業への依頼試験費用は、どのように計上したらよいか。

A.1/2 減免と本補助金と両方を使用することはできないため、1/2 減免で本事業の対象外経費として扱うか、減免せずに支払を行って補助対象経費として計上するかを選択する必要があります。

#### 【その他】

Q.この補助金で試作した試作品を販売しても良いか。

A.できません。本補助金は、あくまで試作に要する費用に対するものです。

Q.1 事業者が複数回補助金を活用することは可能ですか。

A.同一年度において、1 事業者につき 1 回のみ補助金を活用することができます。

Q.過去に採択された事業内容と同様の内容で申請することは可能ですか。

A.同様の内容のものは申請することができません。

Q.工数の削減及び利益率のアップに繋がる工具の変更で申請をしたいと考えているが、対象となる工具は、特注品で発注後納品まで 3 か月程度要するため、最終的な検査日程の延期もしくは、工具の発注を事前着手して認めて頂くことは可能か。

A.補助事業期間の延期は認められません。

交付決定前に事業に着手することは、原則認められませんが、事業の性格上又はやむを得ない理由があると知事が特に認めた場合にのみ、例外的に認めるものとなります。事前着手理由書を提出した場合であっても、申請内容を審査した結果、補助申請が採択されない場合又は補助申請が採択されても、事前着手に必要な経費が認められない場合もあります。その場合は、当該事業実施に必要な経費は、自己資金で対応することになります。

Q.事業実施提案書を提出する際、岐阜県納税証明書を添付する必要があるが、他の都道府県の納税証明書しか有していない場合、どのようにすれば良いか。

(例) 直近で当該企業の本社を岐阜県内に移転した

A.他の都道府県の納税証明書を提出するとともに、岐阜県納税証明書を提出できない理由を記載した書面(任意様式)をご提出ください。提出いただいた書類を基に審査を行い、他の都道府県の納税証明書を提出書類として認めるか、ご提案いただいた事業を採択するか判断します。

なお、採択結果に係る質問や異議は一切受け付けませんのでご注意ください。